

北九州市環境マスコットキャラクター「ていたん」及び「ブラックていたん」

使用の手引き

北九州市環境局は、環境マスコットキャラクター「ていたん」及び「ブラックていたん」（以下、「キャラクター等」）を多くの方に使用していただくことで「SDGs 未来都市・北九州市」の認知度を高めていくとともに、脱炭素社会の構築につなげていきたいと考えています。

このため、本手引きは、キャラクター等を適正に使っていただくための使用の基準を示したもので、キャラクター等の使用にあたっては、本手引きに従って行っていただくことになります。

1 環境マスコットキャラクター「ていたん」及び「ブラックていたん」について

「ていたん」は、低炭素社会の象徴である「シロクマ」をモチーフにしています。愛称は「低炭素社会」の実現を目指すことから「ていたん」と名付けました。

また、「ブラックていたん」は「ていたん」のお友達で、北九州市生まれの北九っ子です。平成27年12月に行なわれた環境首都検定に合格し、エコが得意なキャラクターへと成長しました。スポーツも得意で何事にも一生懸命です。

令和4年11月に、北九州市の脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）に向けた取組を進めるため、「ていたん」及び「ブラックていたん」を「カーボンニュートラル広報大使」に任命しました。

鼻と口で「エコ」を表し、北九州市の花・ひまわりの入ったバンダナをつけて「ていたん＆ブラックていたん」が仲良く、SDGs 未来都市北九州市のPRに日々努めています。

2 権利の帰属について

本キャラクター等の一切の権利は、北九州市に帰属します。

3 使用承認申請の手続きについて

（1）使用承認申請

キャラクター等に関する著作権・使用権は、北九州市に帰属します。そのため、キャラクター等の図形等を使用する場合は、あらかじめ北九州市環境局環境学習課あてに連絡を入れ、使用承認申請書を提出する必要があります。

ただし、下記のア～ウに該当し、市ホームページ内で掲載している『「ていたん」&「ブラックていたん」イラスト一覧』からそのまま使用する場合については、使用承認申請の手続きは不要です。

- ア 市又は市の政策連携団体が業務のために使用する場合
- イ 新聞、テレビ、雑誌など報道関係機関が報道及び広報の目的に使用する場合
- ウ その他、環境局長が申請を必要としないと認めた場合

※上記の場合であっても、吹き出しを付ける等、イラストを加工したり、新規アレンジポーズの制作をした場合は、下記の「(2)申請の手続き」のうち、イ(使用する物件等の見本)のみ提出してください。

(2) 申請の手続き

事前連絡は、電子メール、FAX、電話で構いません。正式な申請は、次の書類等を各1部、電子メール、郵送または持参により提出ください。

ア 使用承認申請書(様式1号)

イ 使用する物件等の見本

(見本が添付できない場合、写真・図や原稿等、確認できるもの)

ウ 企業・団体等の概要書(パンフレット等)

(3) 使用承認通知

使用承認の申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に使用(変更)承認書(様式2号)により通知いたします。ただし、この場合、使用条件を付す場合があります。

(4) 使用不承認通知

審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認書(様式3号)を通知いたします。

4 使用承認の基準について

(1) キャラクター等の使用に際して

ア 使用承認を受けた内容にのみ使用し、付した使用条件に従ってください。

イ 使用承認を他に譲渡し、または転貸することはできません。

ウ 「北九州市環境マスコットキャラクター『ていたん』及び『ブラックていたん』デザイン使用マニュアル」に基づき、正しく使用してください。

エ キャラクター等の近くにコピーライト(著作権)の表示を指定のパターン及びフォントで4pt以上の大きさで表示してください。

オ 縦・横の比率は変えないでください。

カ キャラクター図形の一部分を省略したり、北九州市環境マスコットキャラクター等と識別できないほどの修正を加えないでください。

キ 原則として「ブラックていたん」は、単体で使用することはできません。必ず北九州市環境マスコットキャラクターの「ていたん」と組み合わせて使用してください。

ク 使用する物件の完成見本を、申請時に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真や図等確認できるものを提出してください。

ケ 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないでください。

(2) 使用の不承認

- ア 法令及び公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあると認められる場合
- イ 北九州市の信用や品位を害するものと認められる場合
- ウ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- エ 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規程する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められる場合
- キ キャラクター等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ク キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ケ 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- コ キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の使用が適当でないと認められる場合
- サ 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
- シ その他、北九州市の環境マスコットキャラクターの主旨に反する等、著しく不適当と認められる場合

5 承認内容の変更について

(1) 承認内容変更申請

使用承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更承認申請書(様式4号)を提出してください。

(2) 使用変更承認通知

使用変更承認の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、申請者に使用(変更)承認書(様式2号)により通知いたします。

(3) 使用変更不承認通知

審査の結果、使用変更を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認書(様式3号)を通知いたします。

6 使用承認の取り消しについて

キャラクター等の使用がこの「使用の手引き」及び承認の内容に違反していると認められるときは、北九州市は当該キャラクター等の使用承認を取り消すことができます。

(1) 使用承認取り消し

以下に該当する場合は、使用承認を取り消すことがあります。

- ア この「使用の手引き」に違反した場合、又は違反することが判明した場合
- イ 申請に虚偽又は不正があった場合
- ウ その他使用継続が不適当であると北九州市環境局長が判断した場合

（2）使用承認取消通知

使用承認の取消しは、申請者に使用承認取消書（様式5号）により通知いたします。

（3）承認取消後の物件使用について

承認を取り消された申請者は、使用承認取消書の通知があった日以降、承認されていた物件については、キャラクター等の使用をしないでください。

また、使用を取り消された申請者に生じる経費（制作費用等）は使用を取り消された申請者が負担してください。

（4）物件使用状況について

北九州市環境局長は、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができます。

7 使用料について

使用料は、無償とします。

8 地位の承継について

相続人や合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができます。

9 使用に当たっての留意事項について

- （1）使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、北九州市は一切の責任を負いません。
- （2）使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、誤認や誤解を与えないようしてください。
- （3）使用者がキャラクター等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、北九州市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- （4）北九州市が損害を被った場合には、使用者はその賠償の責めを負うものとします。
- （5）使用した物件の完成品を北九州市へ郵送又は持参してください。

10 事務について

この「使用の手引き」に関する事務は、北九州市環境局総務政策部環境学習課が行います。

11 その他

この「使用の手引き」に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、北九州市環境局長が別に定めます。

附 則（平成23年6月23日北九環政学第56号）

この「使用の手引き」は平成23年6月23日から適用します。

附 則（平成25年4月1日北九環政総第65号）

この「使用の手引き」は平成25年4月1日から適用します。

附 則（平成26年1月15日北九環政総第898号）

この「使用の手引き」は平成26年2月25日から適用します。

附 則（平成28年2月25日北九環総総第290号）

この「使用の手引き」は平成28年4月1日から適用します。

附 則（平成30年4月1日北九環総学第20号）

この「使用の手引き」は平成30年4月1日から適用します。

附 則（令和6年2月13日北九環総学第2208号）

この「使用の手引き」は令和6年2月13日から適用します。

附 則（令和7年10月15日北九環総学第1884号）

この「使用の手引き」は令和7年10月15日から適用します。

附 則（令和7年11月25日北九環総学第2161号）

この「使用の手引き」は令和7年12月1日から適用します。